○須高行政事務組合特別職の職員の給与に関する条例

（令和５年２月28日条例第２号）

改正　令和８年２月27日　条例第１号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第４項、第203条の２第５項及び第204条第３項の規定に基づき、特別職の職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第２条　この条例の適用を受ける特別職の職員は、次に掲げる者をいう。

⑴　議会の議員

⑵　監査委員

⑶　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第３条第３項第２号に掲げる職で前２号に掲げる者以外の者

（報酬）

第３条　前条各号に掲げる特別職の職員は、次の各号に掲げる区分により別表による報酬を受ける。

⑴　年額によるものは、当該会計年度の末月。ただし、退職、辞職、失職若しくは解職又は死亡した場合のほか組合長が特に認めた場合は、その都度。

⑵　日額によるものは、その職務執行のとき。

２　年額の報酬を受ける者が、その年度の中途において選任された場合は、その当月分から退職、辞職、失職、若しくは解職又は死亡した場合は、その当月分まで月割によって計算した額の報酬を支給する。ただし、１月に満たないものは１月とする。

（重複給与の調整）

第４条　一般職の常勤を要する職員が特別職の職員の職を兼ねるときは、その特別職の職員として受けるべき給与は支給しない。

（旅費）

第５条　第２条各号に掲げる特別職の職員が公務のため旅行するときは、須坂市職員等の旅費支給条例（昭和63年須坂市条例第４号）に定める市長等の旅費を支給する。

（補則）

第６条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和８年２月27日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

職名		報酬の額(円)	
		年額	日額
議会の議員	議長	21,000	
	副議長	19,000	
	議員	17,000	
監査委員	識見を有する者		7,000
	議員のうちから選任された者	9,000	
情報公開・個人情報保護審査会委員 指定管理者候補選定審査会委員 行政不服審査会委員			6,500